

【決算委員会における質疑】

- 1、規制改革推進会議における漁業権の議論について
- 2、食料・農業・農村政策審議会の開催を行わない形で設置された規制改革推進会議の運営について
- 3、産業競争力会議等の委員の提言を受けて展開された今後のコメ政策の推進について
- 4、国家戦略特区における農外の株式会社等の農業参入と「農地所有適格法人」制度について
- 5、酪農制度の改変と審議会等との関連について
- 6、JA土佐あきの公取命令に対する異議申し立てについて
- 7、京都の「京山」の中国産米混入報道と国による立入検査の結果について
- 8、規制改革推進委員の国会同意人事問題について

○山田俊男君

自由民主党・こころの山田俊男であります。

今決算におきまして三回目の質疑に相なる次第でございますが、どうぞよろしくお願い致します。

アベノミクスは、経済財政、それから成長戦略で一定の成果を出されたということでもありますので、その点については多く評価するところがあります。

ところで、この第二次安倍内閣であります。規制改革一点張りの政策推進にはどうも納得できないところがありまして、初回目の私の質疑でもそのことを中心にやらさせていただいた次第であります。我が国の農政において規制改革という魔物が跳梁しているのではないかと、ちょっと言い過ぎであります。かくのごとく心配をしているところであります。この三年余りにわたります農協攻撃や全農攻撃、これは本当に目に余るものがあると、こんな思いであります。

加えまして、五月十日の規制改革推進会議の農業ワーキング・グループにおきまして、漁業権に関する規制改革の議論がなされたやに報道されております。農業は攻撃し尽くしたので、今度は漁業ということなのか。また、当日は、林業についても改革を進めるということでもあります。どんな方向で進めることになるのかということは明らかにされていませんが、本当に大事な日本を壊すことにならないのかという心配であります。

とりわけ、漁業権につきましては、御案内のとおり、東日本大震災におきまして、水産業復興特区で宮城県の浜の漁業権を地元漁民とそれと水産物卸会社に合同で、合同会社をつくって進めたという経緯があります。相当な議論を呼びましたが、そういうことであります。しかし、その合同会社が最近ルール破りがあったということでトラブルが生じているというふうに聞いております。浜の資源を生かすルールをきちっと守った取組が必要になるわけでありまして、規制改革推進の取組は全て正しいというわけにはなかなかならないという実態をよく踏まえて進めさせていただきたいわけでありまして。

当日の会議には山本幸三大臣が出席されておられたわけですが、大臣の考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣（山本幸三君）

お答え申し上げます。

規制改革推進会議では、五月十日に開催いたしました農業ワーキング・グループにおきまして、林業及び水産業の現状と課題について農林水産省からヒアリングを実施したところであります。その中で、農林水産省から、水産資源の不足が懸念される中、漁業の成長産業化や数量管理等による資源管理の充実を進めるために必要な施策について検討していくとの説明がございました。

これらの説明を踏まえて、出席した委員、専門委員の間では、規制改革推進会議において引き続き検討すべき事項であるとの認識が共有されましたが、個別の改革項目についての議論にまではその時点では至っていないというふうに理解しております。

○山田俊男君

また、山本農水大臣は、事前に相談があった話なんですかね。漁業権の問題につきましては、これは大変浜では大きな問題でありますのでよくよく考えていただきたいんですが、山本大臣の御意見をお聞きします。

○国務大臣（山本有二君）

事前に相談はございません。

水産庁からは、水産業をめぐる事情と、四月に閣議決定されました水産基本計画に沿って漁業の成長産業化と資源管理の高度化を進めるために必要な施策について検討していく旨の説明をこの規制改革推進会議農業ワーキング・グループにしたわけでございます。このような中で、御指摘の新聞報道については承知をしておりますけれども、漁業権といっ

た個別の改革項目についての議論にまでは至っていないと承知しております。

農林水産省といたしましては、漁業の成長産業化を図るため、今後、遠洋、沖合、沿岸、養殖、これにつきまして、資源管理や生産性の問題も含めて多角的、丁寧に検討してまいる所存でございます。

○山田俊男君

これまでの農政の基本政策の推進は、食料・農業・農村基本法に基づきまして、食料・農業・農村審議会で議論されてきておりました。平成十一年七月に新たな食料・農業・農村に関する基本法が制定されまして、その際、四つの項目決めているわけです。それは、一つは食料の安定供給、二つは農業の多面的機能の発揮、三つは農業の持続的な発展、四つは農村の振興ということであったわけでありましたが、その後、政権交代がありました。さらにまた、その後、平成二十四年末に第二次安倍内閣が誕生したということでもあります。

第二次安倍内閣では、新しく産業競争力会議や規制改革会議が設置されまして、攻めの農林水産業の展開について議論された。当然、これまでの審議会や部会も設置されていることから、これら委員からは、産業競争力会議ではなく当部会で議論すべきとの指摘が多く出ていたわけです。しかし、政府は更に重ねて新たに国家戦略特区も設置して、その際、安倍総理であります。総理からは、強い農林水産業をつくり上げるため、産業競争力会議等での議論を踏まえる、規制や補助金などの現行の施策を総点検し、政策を抜本的に再構築する等の指示がなされ、この間、審議会や部会は開催されなかったわけでありまして。

お手元に、これは二枚つづりの表を出しておりますが、平成二十五年、平成二十六年、そして平成二十七年、二十八年、二十九年のこれは食料・農業・農村審議会企画部会等の開催状況、それから右の欄に規制改革会議等の開催動向が書いておりましたが、これ見れば明らかに、ここの左側の各年の食料・農業・農村審議会はもう開催されていない、まさにこんな事態にあるわけでありまして。農林水産省を始め、これは内閣府の担当、お役人もそうだったというふうに思いますが、全部右側の規制改革会議等の仕事に忙殺されてきた。そして、この中身たるや、それぞれ、農業関係者や農協の関係者や、これら関係者に大きな大きな負荷を背負わせて、そして過ごしてきているという実態がこのことで非常に明らかだ、こんなふうに思うところでもあります。

ここの見直しをきちっとやらない限り、いつまでたっても、実はこのメンバーたるや、食料・農業・農村審議会のメンバーは各界からきちっ

と選んで、そして運営されております。御案内のとおり、規制改革推進会議その他においては、今まで例えば農業については御発言があったかなかったかと考えてみますと、ほとんどない委員が選ばれて、そして同じ議論が何度でも繰り返されるということがあるわけでありまして。どうぞ、この運営の仕方を直さない限り、本当にいろんなことが解決しない、こんなふうには確信するところであります。

こういう進め方で本当に大丈夫なのか、農水省の頭越しに進んでいるということじゃないのかということでもあります。農林水産省内ではきちんと議論されていることなのか、場合によったら農林水産省内も、規制改革推進会議や産業競争力会議でこの議論を進めることで、これで了としている動きがもしかしてあるんじゃないのかということをお大変心配するわけでありまして、山本農水大臣にお聞きします。

○国務大臣（山本有二君）

まず、米政策の見直しでございますが、平成二十五年十一月二十二日の産業競争力会議におきまして委員提出資料の中で国が設定する生産数量目標及び、あっ、食料・農業・農村政策審議会の開催もない中で規制改革推進会議による農業政策を決めるということに対する私の考え方というようにお聞きしました。

この問題につきましては、基本法に基づきまして、基本法の規定により、権限に属された事項の処理、あるいは農林水産大臣等からの諮問に応じて、基本法の施行に関する重要事項を調査審議するというように設置されておりますものでございます。農業の基本政策につきましては、食料・農業・農村基本計画として五年ごとに定めているものでございます。

今回の規制改革推進会議において議論されました生産資材の価格の引下げや流通加工構造の改革、生乳流通改革につきましても、二十七年三月に閣議決定されました食料・農業・農村基本計画におきまして政策の方向性が決められておりまして、これに沿って具体的な施策についての議論を行って、二十八年十一月、農林水産業・地域の活力創造本部におきまして農業競争力強化プログラムとして取りまとめております。

この過程におきまして規制改革会議から意見は出されておりますけれども、農業政策の企画立案に当たりましては、その権限は農林水産省にございます。農林水産大臣たる私が責任を持って対応してまいるのでございますので、是非とも御理解をいただきたいというように思います。

○山田俊男君

大臣、今大臣に御説明いただいたところではありますが、例えば、後ほども議論しようと思っていきましたが、酪農につきましても、これは党の本部、それからさらに政府の閣議等で決めてくる取組をちゃんとやっているよと、こんなふうにおっしゃっているんですが、同時に、規制改革推進会議から何度も提言を受けて、そしてまとめたんだと、こうおっしゃっているわけでしょう。

大臣、私が質問しているのは、食料・農業・農村政策審議会、さらには関係部会は、それじゃ、酪農関係についてちゃんと開催したんですかと。これ前回もお聞きしたんですが、大臣は、いや、開催していないというお言葉でありました。

それじゃ、これはもう審議会やめようじゃないですか、酪農部会もやめようじゃないですか、もうきちっと規制改革推進会議で進めるなら進めるというふうに言おうじゃないですか。だったら、そのときに規制改革推進会議のメンバーの在り方なり十分議論して、そして進めるということでない限り私は駄目だと思うんですよ。その点について改めてもう一回お聞きします。

○国務大臣（山本有二君）

私ども農林水産省の政策を進める上におきまして、食料・農業・農村政策審議会、これは重要なものでございます。私の方でこのメンバーにつきましては選任をさせていただきまして、それぞれ分野分野で詳しい専門家という位置付けをしております。

しかし、規制改革会議の方は、広く国民一般、消費者も含めた形でのそういう組織でありまして、一般的にこういう専門分野の皆さんとは違う物の考え方もあろうというように思います。全ては、その制度の仕組みというのはP D C Aサイクル、そして国民一般の誤解も含めて、そうしたものにおきまず議論もしていただいているわけでございます、この意味におきまして、私ども、一般的な国民の皆さんに理解を深めていただけていない分野があるならば、謙虚に受け止めて政策を推進していきたいというように思っております。

その意味で、これからの議論、しっかりとかみ合うような形をもって議論させていただくことが一番大事でございます、その意味におきまず私どもの謙虚さと、さらに相手方、国民一般に、規制改革会議の皆さんが我々苦勞して農政を進めているという苦勞の分野についても御理解をいただけるようにしっかり努力していきたいというように思っております。

○山田俊男君

大臣、実は、食料・農業・農村審議会におきましても、それからそれぞれの各部会におきましても、消費者並びに消費者団体の代表はちゃんと入れてあるんですよ。だから、専門家だけ集めているというわけでは決していない。逆に言うと、規制改革推進会議の方が、それじゃ、そういうふうに消費者代表ちゃんと入れて、生産者代表入れて、ちゃんと見ていますか。そんなことになっていないじゃないですか。だから、その在り方も含めて、私は、これだけ大事なことを議論いただくということであれば、中身の在り方について見直しをしてもらわなきゃいかぬというふうに思うんです。

関連して次の課題について申し上げますが、いま一つ大変大きな問題が出ています。それは、平成二十五年に設置したばかりの産業競争力会議の民間委員から米の生産調整の廃止について突然提起されました。そして、それがそのまま通ってしまいました。この民間委員は、到底農業の専門家とは言えない方ではありますが、規制改革会議の委員も兼務されておりまして、元々議論があったとはいえ、タイミングよく民間議員から提案された。私は、提起された内容は相当丁寧なものであって、これは相当の経緯を承知した関係者によって周到に準備されたものというふうに言わざるを得ないものでありました。そして、このことは内外で大きな論議を呼んで、しかし、このこと、五年たちました、提起された後。五年たって、もう来年から実はこの米の生産調整の国による配分については廃止するという形で、もう来年にそのことが迫ってきたわけがあります。

もちろんのこと、農林水産省内では、来年には国による生産調整目標の配分が行われないことに対する対策をそれぞれ講じているというふうに私も承知していますが、地方の農業者の不安は、大臣も御存じのとおり尋常じゃないですよ。すなわち、国がそれぞれ各段階で協議会を設けて、そして自主的な生産調整を推進するということの取組なんです。

しかし、これは後刻、今日、大変有り難いことに、先ほど提出資料を理事懇で見させていただきました。維新の片山大介委員がこれらのことについて質問いただけるという話ですから、大変頼もしいというふうなことで期待しているんですが、要はこれらのことについての十分な詰めが今の段階に至ってもできていないんじゃないかということなんです。我が国の農政史上にとりましても、このことは大変大変大きい話ですよ。しかし、このことは、何といいますか、産業競争力会議のこのメンバーに質問をさせて、意見提案をさせて、そしてそれを推進する形にしています。この間、食料・農業・農村政策審議会、一回も開催されて

いないですよ、一回も。一回も議論を聞いていないんですよ。そして、その間、この競争力会議の方は何度も何度も議論して、そしてこれを煮詰めてきて、農林水産省の事務方とも相当のやり取りがあったんだろうというふうに思います。しかし、事務方はそこに対抗できないわけだから、なかなか対抗できない、意見を求められるだけで。そして、発言したって、あれが駄目だこれが駄目だ、あれが駄目だこれが駄目だということの繰り返しじゃないですか。これは、丁寧に議事録を読ませていただいて、私が受け止めた感触であります。

どうぞ、この大事なことを、外部からの受け止めの話だけで進めるということやっていて、農林水産省としての値があるんですか。そのことを物すごく心配することです。この戦後農政の大転換ともいうべき大事に向けて、農政の基本を論議すべきこの審議会が開催されていないということ、繰り返しになりますが、本当に残念であります。

そして、これ、もう私の偏見で物を言います。これまでの一連の、この間の三年余りにわたる農協改革や全農攻撃、これは、この戦後農政の最大のテーマであります国による生産調整の廃止という問題を乗り切るために、農協や全農の努力不足や失敗のせいにして乗り切るための戦略じゃないかと、そこまで私は思ったりするんですよ。さらに、うがって考えると、各国とのより自由な貿易協定締結を迫られるという中で、国内の農業の生産、流通の自由化を進めておかないと問題の解決ができないという大きなこの戦略が背後にあるんじゃないかとまで考えてしまうところあります。

大臣、この問題が提起された後五年間、改めて聞きます、農水省の審議会は開催されているんですか、部会は開催されているんですか、お聞きします。

○国務大臣（山本有二君）

農政の専門家の山田委員の御理解がいただけるような農政改革を進めたいと基本的に私も思っております。しかし、まだまだ、御指摘いただくように、十分な点が整っていないということでございますので、謙虚に反省しながら農政の改革を推進していきたいと思っております。

次に、平成二十五年十一月二十二日の産業競争力会議における委員提出資料の中で、国が設定する生産数量目標及び米の直接支払交付金を廃止する等の提言が行われました。これを受けまして、農林水産省におきましては、食糧法の四条四項の規定に基づいて、毎年定める米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針について意見を聞くため、食料・農業・農村政策審議会食糧部会を同年十一月二十八日に開催し、この中で米政

策の見直しについても御議論いただいた上で、同年十二月十日の農林水産業・地域の活力創造本部におきまして決定された農林水産業・地域の活力創造プランの中で、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも需給に応じた生産が行える状況になるよう取り組む旨を定めたところでございます。

米政策の見直しにつきまして数多くの場で議論を積み重ねてきていくところでございますが、引き続き、あらゆる機会を通じて丁寧な説明や意見交換を進めてまいりたいというように思っております。

○山田俊男君

大臣おっしゃいますように、それぞれ対策本部、党の対策本部、さらには政府におかれましてもそのことを追認するといえますか、その取組がなされたことはよく承知しています。私も、当然のこと、党の部会に出まして議論させてもらったのは間違いありません。しかし、その際も、これは大丈夫か、あれは大丈夫かということを提起させてもらっていました。

今も、現にここまで進んできた今におきましても、多分間違いなく、国が目標を配分しないことによって生ずる事態に対しまして、農水省としても相当の準備をしているんじゃないかというふうに思います。むしろ、担当部局におきましては、それはもう夜眠れないぐらい悩んでいると思うんですよ、どんなふうに手当てすればいいかと。しかし、もう手足本当にないぐらい縛られて、そして身動きできない形で対処しなきゃいかぬ環境にあるんじゃないかというふうに思うんです。政策担当者はもう本当に悩んでいるというふうに思いますよ。

この点、農林水産省の事務方の柄・さんお見えでありますから、悩みがあるんなら悩みがあるとおっしゃった方がいいよ。いやいや、これはちゃんと進むんだ、心配ないんだというふうに本当におっしゃるんなら、説得してください。

○政府参考人（柄澤彰君）

米政策の見直しに関するお尋ねでございます。

まず、この米政策の見直しにつきましては、先ほど大臣申し上げましたように、平成二十五年十二月の農林水産業・地域の活力創造プランにおきまして、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも需要に応じた生産が行える状況となるよう取り組むということが決定されたわけでございます。その後、例えば昨年六月、二十八年六月の日本再興戦略改訂二〇一六というものにおきまして、二〇一八年産を目途とする米の生産

調整の見直しに向けた工程を確実に実施するというような閣議決定がされております。政府としての方向は既に繰り返し明確になっておりますので、私どもとしてはこれを着実に実行する考えでございます。

農水省としましては、そのための環境整備といたしまして、まず、全国の需給見通しに加えまして、各産地における販売や在庫の状況などに関するきめ細かな情報提供を行う、また、麦、大豆、飼料米等の戦略作物の生産に対する支援などを進めているところでございます。そして、その間、全国各地に私どもの担当職員を派遣しますいわゆるキャラバン活動というものを繰り返し実施しておりまして、全国各地におきまして三十年産以降の米政策につきまして御説明すると同時に、様々な関係者の御意見を拝聴し、意見交換を進めております。

そうした中、実態を申し上げますと、二十七年産、二十八年産の主食用米の状況は、二年連続でおかげさまで全国の過剰作付けが解消されております。また、足下、本年二月末現在におけます二十九年産の作付け意向、各地の作付け意向を聞き取りますと、三十六都道府県におきまして生産数量目標の達成が見込まれているという状況でございます。

このように、需要に応じた生産が自主的に行われるということが私どもが考えております三十年産以降の姿そのものでございますので、言ってみれば、この数年間、予行演習を各地で行っていただいているということでございます。このような取組を引き続き三十年産以降進めていければというふうに考えているところでございます。

一方、ほとんどの県当局におきましては、国からの情報提供ですとか支援措置を踏まえまして、各産地、生産者が主体的に需要に応じた生産を進めることができるような三十年産以降を見据えた検討が進められておりまして、例えばある県におきましては、主食用米の減少を前提に将来の麦、大豆の具体的な作付面積まで決めるというような事例もございます。

農水省としましては、引き続き各地に出向きまして丁寧な意見交換をさせていただくと同時に、こうしたいい事例をほかの自治体に御紹介するというようなことで、生産者にも安心して三十年産以降も取り組んでいただけるように引き続き努力してまいりたいと存じます。

○山田俊男君

こういう場所ではなかなか議論しづらい、言いづらいということなのかもしれませんが、柄・さんはどうもきれいな事を並べているんじゃないかというふうに思うんですよ。

確かに、今は目標達成できているよというふうにおっしゃっている。

そうはできていますよ。だって、現在配分した目標があるんですよ。配分した目標と、それと七千五百円の直接支払は連動しているんですよ。目標達成しなかったら七千五百円もらえないんだよ。それから、さらには、ナラシという品目横断経営安定対策がある。これもちゃんと連動していますよね、目標達成と。目標達成と連動した仕組みがあるからという側面があるじゃないですか。

この点はどうなんですか。これ、目標配分をやめたときにこの二つは残るんですか、お聞きします。

○政府参考人（柄澤彰君）

まず、現在の状況でございますが、今、生産数量目標という数字の更にその下の水準に、自主的取組参考値という数値も併せてお示ししてございます。今委員御指摘の七千五百円などにつきましてはあくまで生産数量目標の達成が要件になっているわけでございますけれども、実際の多くの都道府県におきましては、単にこの生産数量目標を達成すればいい、七千五百円とリンクした生産数量目標を達成すればいいということだけでは必ずしもなくて、多くの県でこの自主的取組参考値を更に下回るような水準の作付けがされているということでございますので、そういった意味で、私ども行政の申し上げていることを守るだけというよりも、むしろ需要に応じて、自分の産地銘柄がどの程度売れるかということをお考えになってこういった現象が生じているというふうに分析しているところでございます。

したがって、確かに今現在、まだ二十九年産までは生産数量目標がございまして、二十七、二十八、二十九とかなりこういった自主的な動きが進んできているというふうに見ているところでございます。

○山田俊男君

どうぞ、今は余り悩んでおられない、悶々とされていないような雰囲気なので、それはそれで健康でいいかというふうに思いますけど、これから一年たつ中で、一体どんなことをどんなふうにか考えるかということをもっともっと幅広く議論していただきたいと、こんなふうにお願いします。特に、これは過剰がもしかして発生したような場合、豊作になった場合の扱いについてどうするかということを決めていないでしょう。扱い対策がなかなか詰め切らないでいると思うんだよ。だから、例えばそういうことを考え出すと大変なことが起こりかねないという危機感を持って、どうぞ更なる検討を深めてもらいたいというふうに思います。

さて、酪農制度の改変のことにつきまして一つどうしてもお聞きして

おきたいことがあって、先ほど来も山本農水大臣との間で少しやり取りさせてもらいましたけれども、この酪農制度に関しましても農水省は規制改革会議から様々な注文が付いて、その仕組みの改変に大変な苦労を重ねているというふうに承知しております。そして、この間、何度も繰り返しますが、審議会や部会は全く議論されていないところであります。

こうした、我が国の農業にとどまらず、酪農という、そして生乳、それから乳製品、これらは国民の食や健康に関わる大変重要な作物でもあります。これらについて、それこそ、言っちゃあれですが、多分規制改革推進会議のメンバーは十分御存じない。もちろん、いろんなヒアリングはされているというふうに思いますけれど、御存じない中で、一定の、酪農制度を圧倒的に見直すんだ、自由化するんだという方向だけで私は突き進んでいるんじゃないかというふうに思います。

苦勞しているのは、実務的に一番苦勞しているのは生産局なんだというふうに思うんですが、生産局お見えになりましたら、局長お見えになりましたら御意見をお聞きしたいというふうに思います。今、生乳の生産、流通、消費の特徴を踏まえた制度の仕組みや運営は内々実現できているんですか。将来に大きな禍根を残す心配はないんですか、これを聞いておきたいと思います。

○政府参考人（枝元真徹君）

お答え申し上げます。

今先生からもお話ございました様々な議論を踏まえまして、生乳流通改革につきまして、平成二十八年十一月の農業競争力強化プログラムに酪農、乳業関係の方、関係団体等との様々な方と議論をいたしまして位置付けたものでございます。

現状でございますけれども、現在、衆議院の方にそれを踏まえた法案を御審議いただいている段階でございます。今後、その法案成立いたしますれば、また運用の方で年間販売計画の基準等々ございます。これらは政省令事項でございますので、法案成立後に、関係者と調整の上、できるだけ速やかに定めていきたいというふうに考えてございます。

○山田俊男君

局長さん、当然のこと、今おっしゃったのは極めて模範解答なんだろうというふうに思いますが、その政省令を定めていく中で、きちっと農業者、酪農家が心配ないような形で定められるんですかということなんだよ、一番は。そこが、やっぱり制度全体、法律で定める制度とそれと運用のことがきちっと連動していない限りうまく進まないんだというふ

うに思います。悩み深いのは分かっているつもりでありますけれど、どうぞここでやっぱり失敗することのないように是非是非留意していただきたいと、こんなふうをお願いするところであります。

続きまして、これは、私は二回目の質疑のときに一度やらせていただいたわけではありますが、高知県のJA土佐あきの公正取引委員会による排除措置命令につきまして、実はJAが五月二日に東京地裁に命令取消しの訴訟をしました。要は、公取の排除措置命令については不満だということであります。内容につきまして、かなり詳細に反論をしているところでもあります。私は、丁寧に読ましてもらい限り、地域の実情をこうして踏まえて、園芸産地として歴史的に発展してくる中でこういう取組の仕方がつくられてきたということについて、私は正当なものというふうに思っているわけです。

一方、農林省は公取の措置に伴いまして局長通達をお出しになっているわけですが、今後これはどういう扱いになるのか、どう対処するのか、これ農林大臣にお聞きします。

○国務大臣（山本有二君）

御指摘の、農林水産省が三月三十一日付けで農協系統組織に対しまして、独占禁止法の遵守について再徹底し、各農協に自己点検を求める通知を発出したところでございます。具体的にどのように自己点検を行うかにつきましては、各農協の判断により独占禁止法遵守のための取組を行っていただきたいと思いますと考えております。

なお、各農協に対する指導監督につきましては各都道府県の知事さんをお願いすることになっておるところでございますので、こうした推移を見ながら更に検討を深めていきたいというように思っております。

○山田俊男君

どうぞ、大臣、地域の実情というのはよく見てもらって、そして規制改革会議その他が、もう公取に調査に入るべきだとか、きちっとやれとかみたいな形で議論されているじゃないですか。そのことが議事録に載っかっちゃったりして、あおっているようなところもあると思うんですよ。そういうことでなくて、やっぱり地域の実情をきちっと踏まえていく。踏まえて運営なされているんですから、そんな悪いことしようなんて思ってやっている農業者なんか全然いませんよ、JAの関係者もいませんよ。そのことに信頼を置いて、そして進めてもらいたいと、こんなふうに切にお願いするところあります。

続きまして、京都の京山の中国産米混入報道であります。これで農水

省も立入検査に入ったというふうに聞いています。衆議院の農林水産委員会でも取り上げられたわけでありまして。食の安全、安心についてこれほど大事なことはないといって高々と農林水産委員会でも取り上げられたわけじゃないですか。

ちょっと待ってくださいねと。今、当事者である米卸京山からは、中国産米が混入されていたという検査結果を出していた、報道された同じ同位体研究所とそのほか二社による同様の検査では、一切中国産は混入されていないという結果が出されたというふうに聞いています。違う米を持ってきて、そして検査してもらったんだらうということでは決していないわけです。当たり前のことです。誰でも分かる話ですよ。そうじゃなくて、もちろん、在庫されていた同じ袋の米の検査をやってもらったわけですから、それで、もう一切混入されていないよということになります。

農林水産省は、消費・安全局長がお見えであります、これ、今、消費者の信頼を得ることが最も大事であるにもかかわらず、こういう形について立入検査をおやりになった農水省はきちっと結果を報告しなきゃいかぬじゃないですか。一体どうなっているんですか

○政府参考人（今城健晴君）

お答えいたします。

お尋ねの件、京都の方で起こりました、報道に端を発することですけれども、農林水産省といたしましては、現在、具体的な米の購入それから販売、そういうことに関する事実関係、これを委員御指摘のとおり、立入検査も含めまして、京山そのもの、それから京山の取引業者先を含めまして徹底的に調査をしておるわけでございます。

したがいまして、この調査を踏まえまして、できるだけ早くこの事実関係を明らかにしていくということで対応しているところでございます。

○山田俊男君

ちょっと局長、これはいつまでこうして放置しておくんですか。どんな立入検査を行っているんですか。

○政府参考人（今城健晴君）

お答えいたします。

まず、現在、徹底的に事実関係を調査しているところでございますので、できるだけ早くということしかちょっと申し上げられないということをお理解いただきたいと思います。

また、どんなということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、具体的にどういう米が混入したことがあるのかないのかということは、米の具体的な出入り、これをチェックしないと解明できませんので、そこをしっかりと調査しておるということでございます。

○山田俊男君

一定の予断を持たずに率直にきちっと検査を進めて、早く結論を出して信頼を回復させるようにしてもらいたいというふうに、単に京都だけの問題じゃないというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

さて、もう一つ、規制改革推進会議委員の国会同意人事問題についてですが、私は三月二十八日の当決算委員会におきまして質疑しまして、官房長官は、規制改革推進会議委員について国会同意人事にすべきだという私の質問に対して、法律で定める必要があり、それらも含めて各方面の意見を幅広く聴取しながら検討しなければならない、こうおっしゃっておられるわけであります。

このことについて今後どういう検討を行うつもりか、山本規制改革担当大臣にお聞きします。

○国務大臣（山本幸三君）

これは、国会同意人事については、これまでの一応のルールがありますので、そういうルールにのっとって、そして関係者の意見を聞きながら判断していきたいと思ひます。

○山田俊男君

どうぞ、今まで若干申し上げたこととも関連しますが、大変重要なことをそれぞれの規制改革推進会議で決めてきているわけですね。

それをもっと大きな力でもってうんと押して実現すべく動きが出ているわけです。よほどしっかり、規制改革推進会議の委員のメンバーも含めまして、在り方を国民全体のものにしていくという取組をどうするかということにしっかり留意されて進めてもらいたいというふうに思ひんです。

会計検査院長にお聞きしますが、当決算委員会におけるこうした質疑事項のうち、検討課題にしていただきたいというふうに私が申し上げた事項や、ないしは政府が検討しますと答弁していることについてきちんと記録されて課題に上らせておくということはされるんですよね。改めてお聞きします。

○会計検査院長（河戸光彦君）

会計検査院では、国会、とりわけ決算委員会との連携につきましては、かねてから重要な事柄であると受け止めさせていただいているところでございます。

そして、決算委員会には幹部職員を出席させるなど、国会での御議論には常に留意することとしておりまして、御議論で取り上げられました検査対象機関の会計上の問題点につきましては、適時適切に会計検査に反映させることができるよう配慮してきたところでございます。

会計検査院としては、今後とも、国会における御議論を十分に踏まえた会計検査を行ってまいりたいと考えております。

○山田俊男君

もう一点、これは規制改革推進会議でないのですが、国家戦略特区で議論されて、それで作りに上げられた、農外の株式会社の農業参入、これは一定の基準があればそれはそれで可能だという方向を出したわけがありますが、同時に、どうも、農外の株式会社も参入して、それで農業者も若干加わって作りに上げられる農地所有適格法人なんという名前の制度があるんですが、御存じだと思うんですよ。農地所有適格法人ですよ。

これ見ていると、もう誰でも農地、誰でもと言わないんですね、要は株式会社が農地所有してどんどんやれるよみたいな印象を与えて、何ともはや、名前の付け方が私は問題じゃないかというふうに思っているも提起しているんですが、これらについても、食料・農業・農村審議会開催されれば、そういう専門家は、おいおい、そういう名前の付け方はないんじゃないか、もっと品のいい名前の付け方はないのかということはあるべきだと思うんですよ。この名前で読みますと、農地所有適格法人ですよ、一体どんな日本をつくらうとしているのか、ここはもう、ちょっとやっぱり不安になっちゃうわけです。

農水大臣、省内でこの文言に対する抵抗はないんですか、お聞きします。

○国務大臣（山本有二君）

今のところ省内の抵抗を聞いてはおりませんが、食料・農業・農村政策審議会というのは、食料・農業・農村基本法で定められるところでございます。

そして、農地所有適格法人の要件緩和、これにつきましては直接審議会で議論いただいたものではありません。審議会の意見を聞いて定めた

食料・農業・農村基本計画におきまして、経営資源の有効利用等を図るため、農業経営の多角化、複合化を推進するというように定められておきまして、その観点から見直しを行わさせていただきました。

また、一般的に、企業の農業参入につきましては、特に担い手が十分でない地域におきまして、企業が地域農業の担い手になることによって農業、農村の安定にも寄与し得るものだというように考えておるところでございます。

一方、企業が農業から撤退したり産廃置場になるのではないかとという農業、農村現場の懸念もあります。これまでも実態を見ながら見直しを進めているところでございますが、そうした懸念のないように十分配慮しながら推進させていただきたいというように思っております。

○山田俊男君

最後の質問にさせてもらって、最後にお願いなんですが、麻生財務大臣、今日はお忙しいところ、日夜もう大変な予定でいっぱいなところ、一日こうしていただけるというのは大変有り難いことであります。

十分意を尽くさなかったんですが、規制改革推進会議等の運営につきまして、問題意識いっぱい持っております。これは私だけの問題意識ではなくて、地方から多くの意見が実はあるんです。どうぞ、副総理、財務大臣として、聞かれていてどういう感想と印象をお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣（麻生太郎君）

質問通告をいただいているんであれですけども、今、山本農林大臣と山田委員との話を伺っていて、規制改革でいろいろやっておる割には、片方の反対側の審議会では、農林部会等々含めまして、いろいろそういったものの審議がなされていないのではないかとというのが一番の問題なので、そこらのところの連絡はよくできていないんだなという感じだけは率直な実感として持ちましたけれども。

山田先生、一つだけはっきりしていることは、これ、農業は今までのまんまじゃ駄目なんですよ。だって、これだけ人口が減ったんだもの。更に減り続けているんですよ、高齢化が更に進んでいますから。私もあの大島先生と同じ地域にいますけど、間違いなく農林人口は減っていますよ。もう急激に減っていますな。

そういったところで、耕作農地が放棄されているという状況になっているまんまというのは、これ何かしなきゃいかぬという事態だけは、これはもうはっきりした現実だと、私も地方におりますので、その点だけ

決算委員会／2017年5月22日

は深刻な問題だと思っております。

○山田俊男君

財務大臣、どうもお忙しいところ質疑いただきまして、ありがとうございました。

以上で終わります。ありがとうございました。